

高知県環境基本計画 第二次計画の策定

(文化環境企画課)

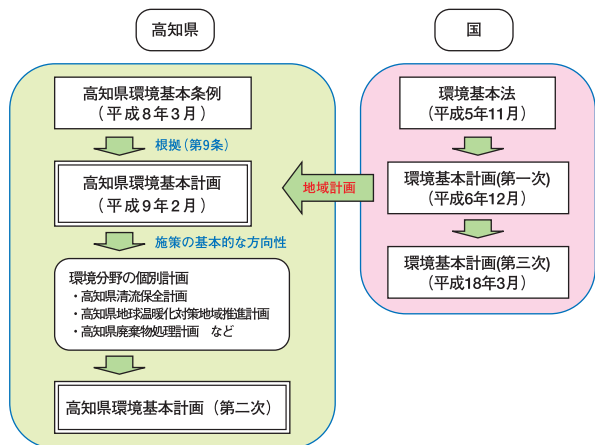
○経緯

「高知県環境基本計画」は、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画です。

本県では、高知県環境基本条例第9条に基づき、平成9年2月に策定し、環境施策に取り組んできましたが、計画期間の終了に伴い、新たな計画の策定を進めています。

以下については、現時点での第二次計画案（平成20年11月策定予定）をご紹介します。

高知県環境基本計画の位置付け



○趣旨

この計画では、地球温暖化対策や循環型社会の構築といった第一次計画の策定以降に対策が急務となってきた課題への対応や、県民やNPO等の環境活動への参加・協働といった新たな視点を加えるとともに、本年7月に開催された「北海道洞爺湖サミット」や、閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」などの環境をめぐる動向を追加しています。

また、計画期間を10年から3年に変更し、緊急性や施策効果が高いものなど、短期間の中で優先的に取り組むべき分野を重点的に記載することによって、計画の実効性を確保しています。

○概要

■基本目標（テーマ）

高知は地球の循環モデル

～空・山・川・海みんなともだち～

- (1) 低炭素社会のトップ・プランナー
- (2) 環境ビジネスの振興

■計画期間

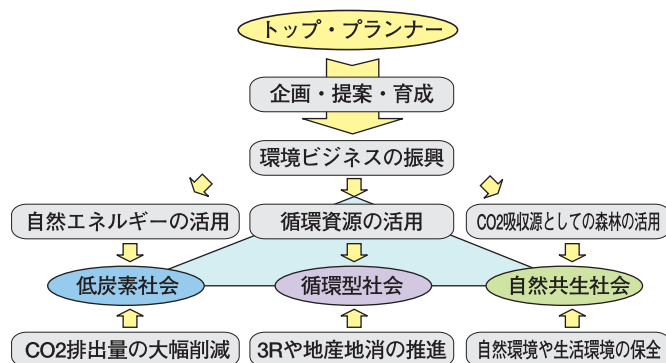
平成20年度から平成22年度までの3年間

■到達目標

低炭素社会のトップ・プランナーとして、環境ビジネスの振興につなげ、3つの社会づくりの統合的な取組を進めます。

- (1) 地球温暖化対策に取り組む低炭素社会づくり
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会づくり
- (3) 社会の基盤となる自然環境の保全に取り組む自然共生社会づくり

到達目標のイメージ



■計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組（3Rの推進等）
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

■具体的な施策展開

(1) 地球温暖化への対策

- ① 県民会議の設置
 - ・ 県民に向けた地球温暖化対策に関する普及啓発
 - ・ 環境マネジメントシステムやエコポイント制度の導入促進
- ② 森林吸収源対策
 - ・ 森林吸収量確保推進計画に基づく森林整備
- ③ 再生可能エネルギー導入の支援
 - ・ 国等の補助金を活用した再生可能エネルギーの導入
 - ・ 木質バイオマスエネルギーを活用した排出量取引地域モデルや地域循環モデルの確立
- ④ 公共交通機関の利用促進によるCO2の削減
 - ・ パークアンドライドやノーマイカーデーの推進
 - ・ 公共交通ICカード・エコポイント事業への導入支援

(2) 循環型社会への取組

① ゴミの3Rの推進

- ・各種リサイクル法に基づく3Rの推進
- ・レジ袋等の容器包装ゴミの削減
- ・地域での3Rのネットワーク化

② ゴミの適正処理や不法投棄・散乱ゴミ対策

- ・廃棄物の適正処理
- ・エコサイクルセンターの施設整備への支援
- ・地域の美化活動団体への支援
- ・県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の実施

(3) 自然環境を守る取組

① 森林環境の整備

- ・計画的な森林整備
- ・公共工事での環境配慮や県産材の利用促進
- ・協働の森づくり事業の実施

② 清流及び生活環境の保全

- ・清流保全計画や四万十川条例に基づく取組
- ・公共用水域や大気などの環境監視

③ 生態系・希少動植物の保全

- ・希少野生動植物の調査や指定・保護区の設定
- ・鳥獣の保護・管理
- ・藻場環境の保全や修復
- ・自然公園の適正利用

(4) これからの環境ビジネスの振興

① 県として主体的に取り組むべき事業

- ・森林CO2吸収認証制度の拡充による森林経営・管理事業の活性化（協働の森づくり事業によるカーボンオフセットの取組）
- ・環境先進モデル事業の新規開拓と国への働きかけ（例：木質バイオマス燃料を使用した園芸用ボイラー設備投資など）

② 先進的市町村と連携した取組

- ・資源循環型地域社会づくり構想の検討（例：梶原町のモデル都市構想）

③ 環境先進企業、事業者との連携

- ・産・学・官による環境ビジネスの積極的な育成・支援
- ・環境ビジネスの計画的かつ重点的な取組

(5) 環境学習の推進とネットワークづくり

① 環境学習の取組の輪を広げる

- ・環境教育に関する基本方針の策定・導入
- ・エコまなぶ号や環境学習のための講師派遣

② 環境活動のネットワーク化を進める

- ・環境活動支援センターによる普及啓発活動

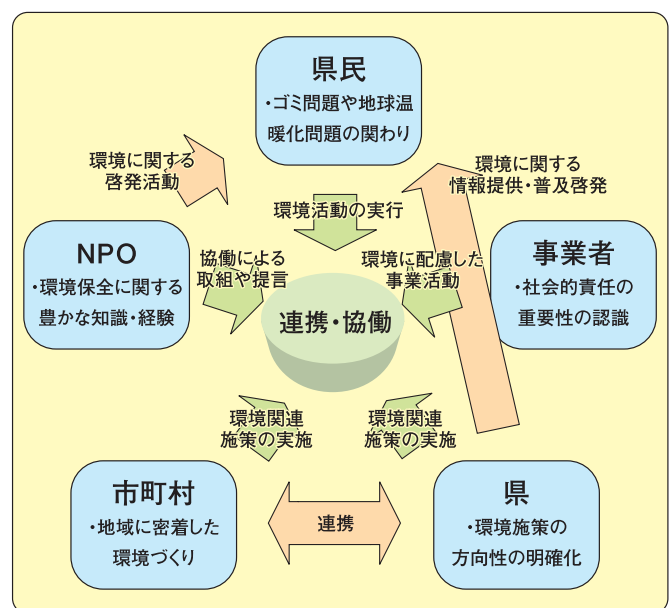
- ・環境活動に関する情報提供、活動発表や交流の場を提供
- ・市町村や他県と連携した環境施策の推進

■計画の推進

(1) 計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

計画の推進体制



(2) 計画の進行管理

P D C Aサイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。

■体系表

